

山梨県公報

第千八百三十九号

平成二十年

三月二十四日

月 曜 日

目 次

告 示

有害図書類の指定	一五三
口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示	一五三
県営土地改良事業の完了	一五四
建設工事等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等	一五四
道路の区域変更(七件)	一五五
道路の供用開始(二件)	一五七
廃川敷地等	一五七
河川区域の指定の一部改正(六件)	一五八
公 告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請	一五八
土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出	一五九
大月都市計画道路事業の施行について	一五九
峡東都市計画道路事業の施行について	一五九
富士北麓都市計画道路事業の施行について	一六〇
その他	
専門学校山梨県立農業大学校学則	一六〇

告 示

山梨県告示第百十四号

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例(昭和三十九年山梨県条例第四十二号)第五條第三項の規定により、次のものを有害図書類として指定し、平成二十年三月二十四日から施行する。

平成二十年三月二十四日

指定する図書類(雑誌)の名称及び発行所

山梨県知事 横 内 正 明

名 称	発 行 所
恋愛白書バステル 4月号	宙出版
極上恋愛セレクション VOL. 6	株ぶんか社
上級恋愛ミント 4月号	株近代映画社
恋愛天国パラダイス 4月号	株竹書房
恋愛楽園ピュア VOL. 11	株徳間書店
コミック裏モノ JAPAN 第19号	株鉄人社
ちよっぴりエッチなオトナのダウンロードサイト	株笠倉出版社
エキサイター Vol. 24 4月号	メディア・クライス(株)
NIGHT・ANGEL 山梨版 VOL. 065	(有)フリークス

二 指定する理由

著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

山梨県告示第百十五号

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年三月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称(平成十七年山梨県告示第二百一号の二)の一部を次のように改正する。

二十の項中、「農業大学校入校試験」を「専門学校農業大学校入校試験」に、「山梨県立農業大学校」を「専門学校山梨県立農業大学校」に改める。

附則

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

山梨県告示第百十六号

県営土地改良事業（富士吉田東部地区経営体育成基盤整備事業）の工事は、平成十九年八月七日をもって完了した。

平成二十年三月二十四日

山梨県知事 横内 正明

山梨県告示第百十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第百六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定に基づき、県が発注する建設工事の請負並びに建設工事に係る測量・調査、設計及び監理の委託並びに土木施設（道路、河川、公園、下水道施設その他別に定める施設をいう。以下同じ。）の管理業務委託に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等を次のように定め、平成二十年四月一日から適用し、建設工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十六年山梨県告示第百五十五号）は廃止する。

平成二十年三月二十四日

山梨県知事 横内 正明

一 競争入札に参加することができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

1 令第百六十七条の四第一項（令第百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者

2 令第百六十七条の四第二項（令第百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札に参加させないこととされている者

二 建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格

次の各号のいずれにも該当すること。

1 競争入札に参加しようとする建設工事に係る建設業について、建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条の規定による許可を受けていること。

2 競争入札に参加しようとする建設工事について、審査基準日（当該建設工事に係る競争入札参加の資格審査受付の日の直前の七月一日をいう。以下同じ。）の直前

に終了する事業年度を対象とした法第二十七条の二十三の規定による審査（以下「経営事項審査」という。）の申請がなされ、当該受付の日までに総合評定値（P）の通知を受けていること。ただし、平成二十一年度及び二十二年度の競争入札参加の資格審査を申請する者は、平成二十年国土交通省告示第八十五号の経営事項審査基準による経営事項審査の申請がなされ、当該受付の日までに総合評定値（P）の通知を受けていること。

3 審査基準日の直前の事業年度の終了の日までに、第一号の許可を受けてから一年以上建設業を営んでいること。ただし、知事が適当と認められた者については、この限りでない。

4 審査基準日の直前の事業年度の終了の日からさかのぼって、二十四月になるまでの事業年度において、競争入札に参加しようとする建設工事と同一の種類の建設工事を、第一号の許可を受けてから完成させた実績があること。ただし、知事が適当と認められた者については、この限りでない。

三 建設工事に係る測量・調査、設計及び監理の委託に係る競争入札に参加する者に必要な資格

次の各号のいずれかに該当すること。ただし、知事が適当と認められた者を除き、知事が別に定める日の直前の事業年度の終了の日まで引き続き一年以上営業していること、及び第一号から第五号までの各号のいずれかに該当する場合には、知事が別に定める日の直前の事業年度の終了の日からさかのぼって二十四月になるまでの事業年度において、登録を受けている業務を完成させた実績（第二号及び第四号においては、それぞれの登録規程に基づく登録部門ごとの現況報告書の実績）があること。

1 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五条第一項の規定により登録を受けていること。ただし知事が別に定める日の直前の事業年度終了の日まで、登録を受けてから引き続き一年以上営業していること。

2 建設コンサルタント登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十七号）第二条第一項の規定により登録を受けており、建設コンサルタント登録規程第七条第一項の現況報告書の写しを提出できること。

3 地質調査業者登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十八号）第二条第一項の規定により登録を受けており、地質調査業者登録規程第七条第一項の現況報告書の写しを提出できること。

4 補償コンサルタント登録規程（昭和五十九年建設省告示第千三百四十一号）第二条第一項の規定により登録を受けており、補償コンサルタント登録規程第七条第一項の現況報告書の写しを提出できること。

5 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の規定により一級建

築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし知事が別に定める日の直前の事業年度終了の日まで、登録を受けてから引き続き一年以上営業していること。

6 前各号に掲げるもののほか、当該競争入札に係る委託業務について、知事が適当と認める者であること。

四 土木施設の維持管理業務の委託に係る競争入札に参加する者に必要な資格

次の各号のいずれかに該当すること。ただし、知事が適当と認めた者を除き、知事が別に定める日の直前の事業年度終了の日まで引き続き一年以上営業していること。

- 1 二の建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者
- 2 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十四年山梨県告示第六十四号）の資格審査に基づく物品等競争入札参加資格の営業種目の森林整備の資格を有する者。ただし、土木施設のうち治山林道施設等の維持管理業務に限る。
- 3 前号に掲げるもののほか、当該競争入札に係る業務委託について、知事が適当と認めた者であること。
- 五 競争入札参加の資格審査を申請する者は、別に定める入札参加資格審査申請要領に基づき申請すること。

山梨県告示第百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十年四月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十四日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府市川三郷線
- 三 道路の区域

区 間	旧 新 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
中巨摩郡昭和町上河東字田之神田三九〇番 の二地先から	旧	六・五	一九〇・〇
	新	九・〇	

中巨摩郡昭和町上河東字田之神田四二四番
の二地先まで

新	七・五	一九〇・〇
	二五・〇	

山梨県告示第百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十年四月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十四日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲斐中央線
- 三 道路の区域

区 間	旧 新 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
中巨摩郡昭和町築地新居字新居前二二五 番の一地从先から 中央市布施字村北一五番の二地先まで	旧	四・九	一八一五・〇
	新	四・九	一八一五・〇
		一五・三	
		六・五	一五六五・〇
		五五・〇	

山梨県告示第百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十年四月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十四日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲斐中央線
- 三 道路の区域

山梨県知事 横内正明

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
甲斐市竜王新町字東裏四六七番の二地先から 甲斐市竜王新町字東裏四〇四番の四地先まで	二二・〇	七・〇	一一・四	二八二・五
	七〇・〇	二八二・〇		

山梨県告示第百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十年四月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十四日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 酒折停車場線
- 三 道路の区域

山梨県知事 横内正明

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
甲府市酒折二丁目一番の八地先から 甲府市酒折二丁目二番の一 địa先まで	一三・八	四・六	五一・五	一八・〇
	三六・八	二七・〇		

山梨県告示第百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十年四月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十四日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 武田八幡神社線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
斐崎市水神二丁目四六二番の七地先から 斐崎市水神二丁目四五九〇番の一 địa先まで	一四・六	二〇・〇	七〇・〇	四一・〇
	五四・二	四一・〇		

山梨県告示第百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十年四月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年三月二十四日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 武田八幡神社線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
斐崎市神山町鍋山字釜無河原一級河川富士川右岸堤防敷地先から	三〇・八	七〇・四	一七・〇	一七・〇
	七〇・四	一七・〇		

「葎崎市山町鍋山字釜無河原二二八番の
〇四地先まで

新	二九・八 四〇・〇	一七・〇
---	--------------	------

山梨県告示第百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十年四月十四日まで一般の縦覧に供する。
平成二十年三月二十四日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 下神内川石和温泉停車場線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
山梨市大野字三十六 から 山梨市大野字三十六 一六七八番の三地先 まで	一五・一 一五・二	一五・一 一六・九	三・九	三・九

山梨県告示第百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十年四月十四日まで一般の縦覧に供する。
平成二十年三月二十四日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日

一般国道	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
四一	甲州市塩山赤尾字洪沢六二三番の一地先から 甲州市塩山熊野字八王子一〇三番の一地先まで	甲州市塩山熊野字西癖川一四一 三番の四地先から 甲州市勝沼町山字北田中四二二番地先まで	四二〇・〇	平成二十年 三月二十六日

山梨県告示第百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十年四月十四日まで一般の縦覧に供する。
平成二十年三月二十四日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	一三九号	大月市御太刀二丁目字駒門七五 五番の六地先から 大月市賑岡町強瀬字西山二〇七番の一地先まで	一八四・〇	平成二十年 三月二十四日

山梨県告示第百二十七号

次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、告示する。その関係図面を山梨県土木部治水課及び中北建設事務所峡北支所に備え置いて縦覧に供する。
平成二十年三月二十四日

山梨県知事 横内正明

- 一 河川の名 富士川水系 白井沢宮川

二 廃川敷地等が生じた年月日 平成二十年三月二十四日
三 廃川敷地等の位置 北杜市長坂町長坂上条字長大地二千五百八十七番一地从先から北杜市長坂町長坂上条字長大地二千五百八十一番六地先
四 廃川敷地等の種類及び数量 八百四十八・八九平方メートル

山梨県告示第百二十八号

一級河川白井沢宮川に係る河川区域の指定（平成十二年山梨県告示第五百二十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十年三月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

第十二号図に係る区域を次のように変更する。

（「次のよう」は、省略し、その関係図面を山梨県土木部治水課及び中北建設事務所 峡北支所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第百二十九号

一級河川琴川に係る河川区域の指定（昭和五十四年山梨県告示第百二十二号の十八）の一部を次のように改正する。

平成二十年三月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

第四号図に係る区域を次のように変更する。

（「次のよう」は、省略し、その関係図面を山梨県土木部治水課 峡東建設事務所及び広瀬・琴川ダム事務所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第百三十号

一級河川荒川に係る河川区域の指定（昭和四十七年山梨県告示第六十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十年三月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

第一号図から第十七号図に係る区域を次のように変更する。

（「次のよう」は、省略し、その関係図面を山梨県土木部治水課及び中北建設事務所（峡北支所を除く）に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第百三十一号

一級河川沼川に係る河川区域の指定（昭和五十五年山梨県告示第百三十一号）の一

部を次のように改正する。

平成二十年三月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

「第一号図及び第二号図」を「第一号図から第三号図まで」に改める。

（その関係図面を山梨県土木部治水課及び中北建設事務所（峡北支所を除く）に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第百三十二号

一級河川四分川に係る河川区域の指定（昭和五十一年山梨県告示第百四十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十年三月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

「第一号図から第三号図まで」を「第一号図から第六号図まで」に改める。

（その関係図面を山梨県土木部治水課及び中北建設事務所（峡北支所を除く）に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第百三十三号

一級河川滝沢川に係る河川区域の指定（昭和四十八年山梨県告示第百五十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十年三月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

「第一号図から第四号図まで」を「第一号図から第二十一号図まで」に改める。

（その関係図面を山梨県土木部治水課及び中北建設事務所（峡北支所を除く）に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十年三月二十四日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成二十年三月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人山梨コアラ
- 2 代表者の氏名 小俣賢治
- 3 主たる事務所の所在地 上野原市大野四千八百二十三番地
- 4 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者、病弱者に対して、介護保険法に基づく介護サービス等に関する福祉事業を行い、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。
縦覧期間 平成二十年三月八日から同年五月七日まで

● 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出
土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、次
のとおり昭和町常永土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があった。
平成二十年三月二十四日

山梨県知事 横内正明

氏名	住所
角野 幹男	中巨摩郡昭和町西条四千六百六十九番地
萩原 馨	中巨摩郡昭和町河西九百四十六番地一
堀内 正美	中巨摩郡昭和町飯喰九百四十五番地
武井 正征	中巨摩郡昭和町上河東三百九十番地
小澤 馨	中巨摩郡昭和町飯喰八百五十三番地
今澤 佳幸	中巨摩郡昭和町飯喰九百三十四番地一
樋口 孝男	中巨摩郡昭和町飯喰七百九十八番地三
石原 昭	中巨摩郡昭和町河西四百六十四番地
保坂 正広	中巨摩郡昭和町河西七百六十五番地

伊藤 美義	中巨摩郡昭和町上河東三百四番地
河西 秀吏	中巨摩郡昭和町西条四百八十五番地
高野 理	中巨摩郡昭和町西条千八百八番地

● 大月都市計画道路事業の施行について
大月都市計画道路事業の施行について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六
十六条の規定により、次のとおり告示する。
平成二十年三月二十四日

- 一 都市計画の種類及び名称
大月都市計画道路事業三・五・一号大月駅前通り線
山梨県知事 横内正明
- 二 施行者の名称
山梨県
- 三 事務所の所在地
山梨県大月市大月町花咲一六〇八番三号 富士・東部建設事務所
- 四 事業地の所在
山梨県大月市大月一丁目字六貫メ地内

● 峡東都市計画道路事業の施行について
峡東都市計画道路事業の施行について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六
十六条の規定により、次のとおり告示する。
平成二十年三月二十四日

- 一 都市計画の種類及び名称
峡東都市計画道路事業三・四・五号根津橋通り線
山梨県知事 横内正明
- 二 施行者の名称
山梨県
- 三 事務所の所在地
山梨県甲州市塩山上塩後二二三九番一号 峡東建設事務所
- 四 事業地の所在
山梨県山梨市大字上神内川字東小路、字東原及び大字上石森字上手原地内

● 富士北麓都市計画道路事業の施行について
 富士北麓都市計画道路事業の施行について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により、次のとおり告示する。
 平成二十年三月二十四日

- 一 都市計画の種類及び名称
 山梨県知事 横 内 正 明
 富士北麓都市計画道路事業三・三・十号船津小海線
- 二 施行者の名称
 山梨県
- 三 事務所所在地
 山梨県富士吉田市上吉田一丁目二番五号 富士・東部建設事務所吉田支所
- 四 事業地の所在
 山梨県南都留郡富士河口湖町大字船津字西蛇石、字鼻曲石、字大久根及び字七本校地内

その他

専門学校山梨県立農業大学校管理者規程第一号

専門学校山梨県立農業大学校学則を次のように定める。

平成二十年三月二十四日

専門学校山梨県立農業大学校管理者

山梨県農政部長 遠 藤 順 也

専門学校山梨県立農業大学校学則

目次

- 第一章 総則
- 第二章 課程等の組織、学生定員、修業年限
- 第三章 学年、学期及び休業日
- 第四章 専門課程の内容
- 第五章 入学、退学及び休学
- 第六章 研修棟
- 第七章 授業料及び入学検定料
- 第八章 職員組織
- 第九章 賞罰
- 第十章 雑則

第一章 総則

第一条 この学則は、専門学校山梨県立農業大学校管理規則（平成十九年山梨県教育委員会規則第十号）第四条の規定に基づき、専門学校山梨県立農業大学校（以下「大学校」という。）の監理運営について必要な事項を定めるものとする。

（教場）

第二条 大学校に、教場を置く。

2 教場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
山梨県立農業大学校果樹教場	山梨市
山梨県立農業大学校野菜花き教場	甲斐市

第二章 課程等の組織、学生定員、修業年限

（課程等）

第三条 大学校に、専門課程を置く。

2 校長は、大学校に農業に関する研修の講座を設け、開講する。

（科等）

第四条 前条第一項の課程に養成科及び専攻科を置く。

2 養成科に果樹学科と園芸学科を置き、園芸学科に野菜及び花きの各専攻コースを置く。

3 専攻科に落葉果樹学科を置く。

（学生定員）

第五条 大学校の学生定員は、次のとおりとする。

課程		科	入学定員	総定員
専門課程	養成科		三十名	六十名
	専攻科		若干名	若干名

（修業年限）

第六条 専門課程の修業年限は、二年とする。

第三章 学年、学期及び休業日

（学年及び学期）

第七条 学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

2 学年は、次の二期に分ける。

前期 四月一日から九月三十日まで

後期 十月一日から翌年三月三十一日まで

(休業日)

第八条 休業日は、次のとおりとする。

一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

二 日曜日及び土曜日

三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（第一号に掲げる日を除く。）

四 前三号に定めるもののほか季節休暇として、一学年を通じて三十日以内で校長が定める日

2 校長は、特に必要があると認めるときは、前項の休業日を変更し、若しくは中止し、又は前項の休業日以外に休業日を設けることができる。

第四章 専門課程の内容

(授業科目、授業時間数及び履修単位数)

第九条 専門課程の授業科目、授業時間数及び履修単位数は別表のとおりとする。

(総授業時間数及び単位)

第十条 専門課程の各料の総授業時間数は、それぞれ二千四百時間以上とする。

2 各科目に対する単位数は、次に掲げる時間数をもつて一単位として算定する。

一 講義 一科目について十五時間

二 実習、演習、実験及び事例研究 一科目について三十時間

(試験、成績の評価及び単位認定)

第十一条 試験、成績の評価及び単位の認定については、校長が別に定める。

(卒業の要件)

第十二条 大学校を卒業するには、別表に規定する単位数を修得しなければならない。

(卒業証書の授与及び称号の付与)

第十三条 前条の要件を満たした専門課程生には卒業証書を授与するとともに、「専門

士（農業専門課程）」の称号を付与する。

第五章 入学、退学及び休学

(入学資格)

第十四条 大学校の専門課程養成科に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、大学校が行う入学試験に合格した者でなければならない。

一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

二 通常の課程による十二年の課程を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）

三 外国において学校教育における十二年の課程を修了した者

四 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものと認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

五 文部科学大臣の指定した者

六 高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定期程（昭和二十六年文部省令第十三号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

七 修業年限が三年の専修学校の高等課程を修了した者

八 その他大学校において高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められた者

2 大学校の専門課程専攻科に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、大学校が行う入学試験に合格した者でなければならない。

一 第四条に規定する養成科を卒業した者

二 農業に関する短期大学を卒業した者、又はこれと同等以上の学力を有すると大学校において認められた者

三 その他大学校において第四条に規定する養成科を卒業した者に準ずる学力があると認められた者

(入学志願の手続き等)

第十五条 入学志願の手続き及び入学試験については、校長が定める。

(入学の許可)

第十六条 入学の許可は、校長が行う。

2 入学に関する手続きは、校長が定める。

(退学)

第十七条 専門課程生は、病気その他やむを得ない理由により退学しようとするときは、その理由を明記した文書を校長に提出して、その許可を受けなければならない。

(休学)

第十八条 専門課程生は、病気その他やむを得ない理由により引き続き一箇月以上にわたって休学しようとするときは、その理由を明記した文書を校長に提出して、その許可を受けなければならない。

2 休学期間は、通算して一年を超えない。ただし、校長が特別の事情があると認める場合には、この限りでない。

第六章 研修棟

(研修棟の利用)

第十九条 研修棟において宿泊研修を行う。

2 専攻科

分野	科目	区分	時間数		単位数
			第一学 年	第二学 年	
教養	山梨の果樹 食品としての果実 農業施策	講義 講義 講義	一	五	三
			三	三	三

合計	卒業研 究	実 際	アグリ ビジネス の実	経営管 理	花		野	
					き	菜	野	菜
	卒業論文	先進農業派遣研修	流通販売研修 先進農業研修	農業経営 農産物流通 簿記 簿記 情報処理論 情報処理論 産地育成	花き栽培 花き栽培 専門実習	野菜栽培 野菜栽培 専門実習	講義 講義 講義	講義 講義 講義
	演習	実習	実習	講義 講義 演習 演習 演習 演習	講義 講義 講義	講義 講義 講義	二四〇	二四〇
	二七〇	三〇〇	三三〇	九〇	一一〇	一一〇	二二〇	二二〇
九十四 単位	九	一〇	一三	一	一	一	一	一
九十四 単位	九	一〇	一三	一	一	一	一	一
九十四 単位	九	一〇	一三	一	一	一	一	一

附則
(施行期日)

合計	卒業研究	アグリビ ジネスの 実際	経営管理	生産技術	農業法規
	起業理念 ビジネスプラン	アグリビジネス論 農業生産法人派遣研修 異業種派遣研修	農産物流通販売 マーケティング 販売促進 農業経営分析 法人経営論	果樹栽培各論 果樹栽培各論 果樹栽培各論 果樹栽培各論 醸造用ブドウ栽培論 新品種特性 地域先進技術 植物栄養生理 植物増殖 植物増殖 植物増殖 植物生長調節 病虫害防除 土壌肥料 環境保全型農業 環境保全型農業 先端技術実習	果樹栽培各論 果樹栽培各論 果樹栽培各論 果樹栽培各論 醸造用ブドウ栽培論 新品種特性 地域先進技術 植物栄養生理 植物増殖 植物増殖 植物増殖 植物生長調節 病虫害防除 土壌肥料 環境保全型農業 環境保全型農業 先端技術実習
	演習	講義	講義	講義	講義
	三〇	二七	三〇	四五	一五
	一七	一七	三〇	四五	一五
八十九 単位	五	九	二	二	二

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番